

令和7年度「世界エイズデー」の実施について、お知らせするものです。

事務連絡
令和7年7月7日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各都道府県私立学校主管課
各国公私立大学事務局
大学を設置する各学校設置会社の学校担当事務局
各国公私立高等専門学校事務局
独立行政法人国立高等専門学校機構事務局
小中高等学校を設置する学校設置会社を所管する
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

令和7年度「世界エイズデー」の実施について

標記について、別添のとおり厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長から周知協力依頼がありました。

については、令和7年度「世界エイズデー」実施要綱の趣旨等を御了知いただき、エイズを含め感染症や病気の予防に関して正しく理解し、適切な行動がとれるよう、関係部署や所管の学校に対して御周知願います。その際、学校における働き方改革の観点から、周知の範囲及び方法については、全ての学校へ一律に周知する以外にも、他案件とまとめた周知の実施や教育委員会主催の教員研修・会議等の場で配布する等、貴課において適切に御判断いただくようお願いします。

なお、令和7年度「世界エイズデー」実施要綱に関するお問合せは、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課にお願いします。

○参考資料

- ・ かけがえのない自分、かけがえのない健康（中学生用）
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08111804.htm
- ・ 健康な生活を送るために（高校生用）
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08111805.htm

(本事務連絡について)
文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課
TEL：03-5253-4111（内線 2976）

別添

感感発0627第1号
令和7年6月27日

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長
(公 印 省 略)

令和7年度「世界エイズデー」の実施について

エイズ対策につきましては、日頃より格段の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、WHO（世界保健機関）は、1988年に世界的レベルでのエイズまん延防止及び患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図ることを目的に、12月1日を“World AIDS Day”（世界エイズデー）と定め、エイズに関する啓発活動等の実施を提唱しました。1996年から、WHOに代わって国連のエイズ対策の総合調整を行うこととなったUNAIDS（国連合同エイズ計画）もこの活動を承継し、本年度で38回目の「世界エイズデー」を迎える予定です。

厚生労働省といたしましても、この趣旨に賛同し、本年12月1日の「世界エイズデー」に際して、エイズの正しい知識等に関する啓発活動を推進するとともに、性感染症のり患と、HIVとエイズとの関係が緊密であること等を鑑み、近年感染者数が増加している梅毒や、国内で散発的な患者の発生が報告されているエムポックスについても、検査の実施や普及啓発の推進を図ることとし、今般、その実施について、各都道府県、保健所を設置する市及び特別区に対し、別添のとおり通知したところであります。

つきましては、貴職におかれましても、この趣旨をご了知の上、12月1日の「世界エイズデー」に際し、エイズに関する正しい知識等の啓発活動に特段の御高配を賜りますようお願いいたします。

なお、貴職以外の関係部署に対する本件の周知・協力方につきましても、特段の御配慮をいただきたく、併せてお願いいたします。

担 当

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部
感染症対策課エイズ対策推進室 牧野・長山
電話 03(5253)1111 内線 2096
FAX 03(3581)6251

別添

令和7年度「世界エイズデー」実施要綱

1 名 称

令和7年度「世界エイズデー」

2 趣 旨

WHO（世界保健機関）は、1988年に世界的レベルでのエイズまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図ることを目的として、12月1日を“World AIDS Day”（世界エイズデー）と定め、エイズに関する啓発活動等の実施を提唱した。

1996年から、WHOに代わって、国連のエイズ対策の総合調整を行うこととなったUNAIDS（国連合同エイズ計画）もこの活動を継承しているところである。

我が国においてもUNAIDSが提唱する“World AIDS Day”に賛同し、その趣旨を踏まえ、12月1日を中心にエイズに関する正しい知識等についての啓発活動を推進し、エイズまん延防止及び患者・感染者に対する差別・偏見の解消等を図る。

また、性感染症のり患と、HIVとエイズとの関係が緊密であること等を鑑み、近年感染者数が増加している梅毒や、国内で散発的な患者の発生が報告されているエムポックスについても、検査の実施や普及啓発の推進を図ることとする。

3 主 題（キャンペーンテーマ）

「U=U 検出されない=性感染しない」

趣旨等については、別紙「令和7年度「世界エイズデー」キャンペーンテーマについて」を参照のこと。

4 期 日

令和7年12月1日

ただし、地域の実情等に応じ、12月1日を中心とした前後の日でも差し支えないものとする。

5 主 唱

厚生労働省・公益財団法人エイズ予防財団

6 実施方法

(1) 厚生労働省・公益財団法人エイズ予防財団

関係行政機関、エイズ関連NGO（非政府組織）等の関係団体、民間企業、報道機関等の協力を得て、全国的な啓発活動の推進を図る。主として12月1日を

中心に啓発事業を行うほか、年間を通じた普及啓発のためのキャンペーンを実施する。

(2) 都道府県、保健所を設置する市及び特別区

関係機関、関係団体等との連携を密にし、それぞれの地域の実情に応じた広報計画、実施計画等に基づき、次の事項も参考にしながらH I Vとエイズに関する正しい知識の啓発活動を展開する。

また、梅毒やエムポックスなど関心度の高い感染症情報とも合わせて、特に梅毒は街頭での呼びかけや感染リスクの高い性産業従事者等への啓発活動等積極的な広報に努める。

なお、都道府県から警察に依頼があった場合、広報のために性風俗店営業者の事業者情報の提供や保健所職員等が個別の事業者を訪問する場合にトラブル防止の必要が認められればその活動の後方支援などを協力していただけるため、適宜相談していただくこと。

- ① 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、映画等の協力を得た広報活動の実施
- ② ポスター、パンフレット、リーフレット、ビデオ等の作成・配布等による啓発活動の実施
- ③ 研修会、講習会、講演会、シンポジウム、街頭キャンペーン等の実施
- ④ 学校、企業、地区組織等に対する呼びかけ及び協力
- ⑤ 一般住民のみならず、相談窓口職員、医療従事者、教育関係者等への啓発

7 普及啓発における留意点

(1) 普及啓発の基本的考え方

後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（平成 30 年厚生労働省告示第9号）の趣旨を踏まえ、我が国に在住するすべての人々に対して、正しい知識の普及啓発の強化を図ること。普及啓発に当たっては、近年の発生動向を踏まえ、対象者の実情に応じて正確な情報と知識を分かりやすい内容と効果的な媒体により提供すること。

(2) 人権の尊重

患者・感染者が尊厳をもって暮らせる社会づくりのためには、患者・感染者のみならず、その周囲の人々のH I Vとエイズに関する理解が必要であり、就学・就労を始めとする社会参加を促進することが、患者等の個人の人権尊重及び福利の向上だけでなく、社会全体のH I Vとエイズに関する偏見や差別の発生を未然に防止することになること。

また、患者・感染者が安心して医療を受けられる環境づくりを進めることが重要であり、エイズ診療に取り組む医療関係者へ支援を訴える必要があること。

(3) H I V治療の進歩と検査・早期治療の重要性

H I V治療の進歩に伴い、H I Vに感染しても早期発見及び早期治療によって長期間、社会の一員として生活を営むことができるようになってきたこと。

検査・相談は無料・匿名で最寄りの保健所等で受けられることや医療機関でも受検ができることなど、検査・相談の利用の機会に関する情報提供に努め、検査を受けやすくするための特段の配慮が必要であること。

8 その他

広報の実施に当たっては、患者・感染者やその家族の社会的背景や人権に配慮すること。

令和7年度「世界エイズデー」キャンペーンテーマについて

1 キャンペーンテーマ

U=U 検出されない=性感染しない

2 趣 旨

本キャンペーンテーマは、主として次に掲げるメッセージを発信するものです。

これまでH I Vとエイズに対して様々な取組がなされてきました。

治療法の進歩によりH I V陽性者の予後が改善された結果、H I V陽性者は感染の早期把握、治療の早期開始・継続によりエイズの発症を防ぐことができ、H I Vに感染していない人と同等の生活を送ることが期待できるようになりました。また、近年では、H I V治療を受け、血液中のウイルス量が検査で検出できない程度に最低6ヶ月以上継続的に抑えられているH I V陽性者からは、性行為によってH I Vが感染することがないことも確認されています。このことは、Undetectable (検出限界値未満) =Untransmittable (H I V感染しない)、略して「U=U」と呼ばれています。

つまり、治療の進歩でH I V陽性者の生活は大きく変わり、H I V感染の予防にも、その進歩に支えられた様々な選択肢が用意されるようになりました。しかし、現状はそうした変化が正確な情報として十分に伝わっているとは言えず、有効な治療法がなく死に至る病であった時代の認識にとどまっている場合が少なくありません。そのことがH I V感染を心配する人たちを検査や治療から遠ざけ、また、差別や偏見を招く要因の一つになっているとも言われています。

そこで、今年度の「世界エイズデー」キャンペーンテーマは、この「U=U」という言葉をより一層浸透させることで、もう一度H I Vとエイズのことを皆で考えてみましょうというメッセージが込められています。ひとりでも多くの方がH I Vとエイズのことを自分の事として捉え、H I Vとエイズに関する検査や治療、支援などの知識を身につける契機とし、最新の知識の普及を通じて、H I V検査の受検促進や差別・偏見の解消につなげていきたいと考えています。

3 留意点

キャンペーンテーマは上記趣旨を踏まえ、世界エイズデー関連イベントに限らず、啓発資材や講演・研修会の内容への盛り込み、名刺やメール署名への記載等、年間を通じ、啓発活動の場において広くご利用ください。

キャンペーンテーマの趣旨は、エイズ予防情報ネットにも掲示いたしますので、ウェブサイト等で啓発活動を展開する場合のリンク先として適宜ご活用ください。

(<https://api-net.jfap.or.jp/index.html>)